

平成 30 年度 均等・両立推進企業表彰  
厚生労働大臣優良賞 ファミリー・フレンドリー企業部門

## 社会福祉法人平鹿悠真会

所在地：秋田県横手市 業種：介護福祉業 従業員数：約 30 人

### 職員が仕事と育児・介護を両立しながら安心して働けるよう、現場での課題や職員からの要望に対して丁寧に対応。すべての職員が働きやすい職場環境整備を推進

#### 1 両立支援に関する基本方針

- ◇ 平成 25 年の設立当初から、理事長の「介護の質の向上のためには、介護に従事する職員がのびのびと働ける環境が必要」という考えの下、両立支援制度の導入等について継続的に議論
- ◇ 毎月開催する部門長会議にて、入居者の状況に関する報告だけでなく、職員の休暇取得状況や職員が長く働き続ける上での課題等を共有・議論

#### 2 育児休業制度

- ◇ 制度 子が満 2 歳に達するまでを限度として取得可能
- ◇ 利用状況 平成 28 年度に男性 1 名が育児休業を取得。男性の育児休業取得率は 50%  
女性は過去 3 年間で毎年 2 名が育児休業を取得し、取得率及び育児休業取得後の復職率は 100%

#### 3 介護休業制度

- ◇ 制度 対象家族 1 人につき、通算 95 日間の範囲で 5 回まで取得可能
- ◇ 利用状況 過去 3 年間に於いて、利用者はいない

#### 4 勤務時間短縮等の措置

- ◇ 育児の短時間勤務制度：小学校就学の始期に達するまで、所定労働時間を 9 時から 16 時の 6 時間で勤務することが可能
- ◇ 介護の短時間勤務制度：対象家族 1 人当たり利用開始日から 3 年間で 3 回までの範囲内で所定労働時間を 9 時から 16 時の 6 時間で勤務することが可能

#### 5 その他の制度

- ◇ 子の看護休暇および家族の介護休暇は勤続年数に応じて有給としたうえで、時間単位で取得可能
- ◇ 子の看護休暇および家族の介護休暇を有給化した際、育児や介護をしていない職員が不平等感を感じることがないように「多目的休暇」(特別休暇)を創設(勤続年数に応じて最大で年間 4 日を付与)。平成 28 年 6 月に導入し、平成 28 年度、平成 29 年度の利用実績はいずれも 8 割超と高水準

#### 6 社内環境整備

- ◇ 事業所内託児施設を隣接する法人と共同経営。保育料に応じて補助を支給することで、職員の経済的負担を軽減。24 時間保育のため、夜勤の際も利用可能
- ◇ 職員の勤務状況を把握するために、定期的に「勤務に関するアンケート」を実施し、現場(特に介護現場)における課題や職員からの要望を把握する取組を継続して実施
- ◇ 育児休業からスムーズに復職できるように、育児休業中に職場に関する情報を休職者に送付するほか、職員用ページに両立支援制度等の情報を掲載。産休・育休前、復職前、職場復帰 2 か月後にそれぞれ施設長および上司との面談機会を設定し、働き方の希望や配慮して欲しい事項等について相談できる環境を整備
- ◇ 毎年 10 月の年次有給休暇取得促進期間に合わせ、全職員が有給休暇を取得できるように 10 月～3 月を有給促進期間として設定し、積極的な声掛け等の取組を実施